

# 〔国内運営規約〕

## 第1章 総則

第1条 この組織は、「日本国空手之道世界連盟」という（以下 KWF 日本）

第2条 KWF 日本は、総本部（事務局）を日本国東京都中央区新川 2-8-4 ナカリンオートビル 8F 空手之道世界連盟総本部の事務所内におく

第3条 KWF 日本の組織規約は、「空手之道世界連盟」の世界規約の下に制定される

## 第2章 目的及び事業（世界規約第2章に準ずる）

## 第3章 会員

### 第4条 会員資格

1. すべての会員は KWF 日本に加盟している支部に所属しなければならない
2. すべての会員は支部を通じて登録し、総本部事務局より発行される本連盟のパスポートを所持しなければならない

### 第5条 パスポート（会員証）

パスポートとは本連盟に所属する全会員が所持する会員としての証であり、すべての級・段位・資格が公式記録として明記される。また、本連盟主催の行事に参加する際は必ず提示しなければならない。

1. すべての会員は本組織発行のパスポートを所持しなければならない。
2. パスポートの所持により、はじめて正会員としての身分が保証される
3. パスポートには毎年、会費の納付により納付済シール（領収書）が貼付され、その年の会員として登録される
  - ① 総本部より毎年9月末までに次年度分のシールを各支部に送付する
  - ② 各支部は会員より次年度分の会費を徴収し、各会員のパスポートに納付済シールを貼付する
  - ③ 各支部は毎年12月10日までに会員人数分の会費（シール代金）を総本部に納付する

第6条 所定の会費を納付し、前5条により承認をうけた者は次年度の会員として事務局の会員リストに登録される

第7条 会員は本組織主催の各行事に参加することができ、また機関紙等の頒布を受けることができる。

第8条 会員は、この定款並びに定款施行の諸規則を守らなければならない

第9条 会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の3分の2の議決を経て会長により除名される

1. 会費を滞納したとき
2. 会員としての義務に違反したとき
3. 組織の名誉を傷つける行為があった場合
4. 組織の規約に背信及び背任行為があった場合

第10条 会費を3ヶ月以上滞納し、事務局からの督促に応じないときは、事務局の決定で会長により除名される

第11条 既納の会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。但し、第5条の事務局の承認を受けられなかった者の会費はこれを返納する

#### 第4章 資産及び会計

第12条 この組織の資産は次の通りとする

1. 年会費
2. 事業に伴う収入
3. 資産から生じる果実
4. 寄付金品
5. 物品の販売及びパテント料の収入
6. その他の収入

第13条 この組織の会計年度は毎年1月1日に始まり、その年の12月31日に終わる

第14条 毎年2月中に理事会を開催し、前年度の会計報告を行い、理事会の承認を得るものとする

第15条 KWF日本は、空手之道世界連盟の世界規約に従い、毎年組織登録費を空手之道世界連盟総本部に納付しなければならない。組織登録費は、KWF日本事務局が支部または個人会員から徴収した会費の中から捻出し、支払うものとする

#### 第5章 組織体系

1. 総本部（事務局）
  - ①運営に関する企画・立案及び事務管理業務  
(業務内容は世界規約第7章に準ずる)
  - ②技術に関する業務  
(業務内容は世界規約第6章に準ずる)
2. 支部 原則的には複数の会員をもち、常設の会場において、必ず継続して定期的に活動を行っているものとする

#### 第6章 支部

第16条 すべての支部は支部登録費を支払うことを義務とする

第17条 毎年12月10日迄に次年度の支部登録費を納付するものとする

第18条 登録には原則として複数の会員を有し、且つ理事会の承認を受けることを要する

第19条 所定の支部登録費を納付し、登録を認可された支部には、認可証が付与される

第20条 既納の登録費はいかなる理由があってもこれを返還しない

第21条 支部が次の各号の一つに該当するときは、理事会の3分の2の議決を経て会長により除名される

1. 支部登録費を3ヶ月以上滞納し、事務局からの督促に応じないとき
2. その支部の会員登録を一人でも怠ったとき
3. 本組織の支部としての義務に違反したとき
4. 本組織の名誉を傷つける行為のあった場合

## 5. 支部として、本規約に背信及び背任行為があった場合

- 第6章 人事構成
- ① 会長
  - ② 理事長
  - ③ 首席師範  
(本部指導員)
  - ④ 理事会
  - ⑤ 師範会
  - ⑥ 会員

## 第7章 会長

- 第22条 会長は連盟の象徴であり、誰からも信頼される者でなければならない
- 第23条 KWF日本の会長の就任には理事の推薦を要し、理事会全員の承認を要する
- 第24条 会長は、理事会の議決があった場合、会員及び支部を除名する権限を有する
- 第25条 会長の任期は3年とする
- 第26条 会長の任期の延長は理事会で審議し、異議のない場合は自動的に更新される
- 第27条 会長の交代については、理事全員の賛同がなければならない

## 第8章 理事長

- 第28条 理事長はKWF日本の運営に関する業務の最高責任者である
- 第29条 理事長は理事会の議長をつとめる
- 第30条 理事長は理事の中から理事会によって選任される
- 第31条 理事長の任期は3年とする
- 第32条 理事長の任期の延長は理事会で審議し、異議のない場合は自動的に更新される
- 第33条 理事長の交代については理事の5分の4の賛同がなければならない

## 第9章 首席師範

- 第34条 首席師範は心・技・体ともにすぐれ、誰からも最高の技術者として崇められる者でなければならない
- 第35条 以下の事項により首席師範は解任されるものとする。その場合、理事会全員の賛同を要し、且つ会長の承認を要する
- ①本組織の解散
  - ②心・技・体ともに首席師範たる基準を全うできなくなったとき

## 第10章 理事会

- 第36条 理事会はKWF日本の運営に関する企画、収支予算、人事等を審議し、決定する
- 第37条 毎年2回定例理事会を開催するものとする
- ①第1回目 年次計画、予算案 11月の第1週土曜日(変更もあり得る)
  - ②第2回目 2月の会計報告を兼ねる

- 第 38 条 KWF 日本の会員であれば、理事としてふさわしい人物を推薦することができる
- 第 39 条 理事は会員の中から、または会員以外で組織に寄与する人物であれば誰でも推薦され、各支部長はこれを選任する選挙権を有する
- 第 40 条 理事会は理事長を含めて 7 名の理事により構成される
- 第 41 条 理事に推薦された者が定員を超える場合は全支部長の選挙により選任される
- 第 42 条 理事の任期は 3 年とし、3 年後に理事会は解散され、理事の選任が行われる（再選を可とする）
- 第 43 条 社会通念上、理事としてふさわしくないとされる行為が認められた場合、理事会の 5 分の 3 の議決により解任される

## 第 1 1 章 師範会

- 第 44 条 KWF 日本の師範会は KWF 日本の技術に関する事項を審議し、決定する
- 第 45 条 KWF 日本の師範会は、KWF 日本の会員であり、且つ空手之道世界連盟の最高師範資格、国際師範資格を有する者が兼任し、構成される
- 第 46 条 業務内容は世界規約の「師範会」規約に準ずる
- 第 47 条 以下の事項により、師範会は解任される
- ①本組織の解散
  - ②心・技・体とも師範会メンバーたる基準から著しく離脱した場合

## 第 1 2 章 会員（第 3 章参照）

## 第 1 3 章 行事

- 第 48 条 KWF 日本は毎年 1 回全国大会を行う。全国大会の日程については年次計画で決定する。但し、世界大会が開催される年は、その開催について変更もあり得る
- 第 49 条 KWF 日本は 2 年に 1 回の空手之道世界連盟が主催する世界大会に、選手役員を派遣することを義務とする
- 第 50 条 毎年全国指導者技術講習会を開催する。日程については年次計画で決定する

## 第 1 4 章 資格及び昇段、昇級審査

各資格、昇段、昇級基準については世界連盟規約に準ずる。（補則として KWF 日本規約に追加）

## 第 1 5 章 審査料

資格、昇段については世界規約に準ずる。級審査は各支部の権限により自由に料金を設定し各支部の収益とする（補則として料金表を KWF 日本規約に追加）

## 第 1 6 章 定款の変更並びに解散

- 第 51 条 この定款は、理事会の 5 分の 4 の議決を経て、且つ会長の承認を受けなければ

変更することは出来ない

第 52 条 この組織の解散は、理事会の 5 分の 4 の議決を経て、且つ会長の承認を受けなければならない

#### 第 17 章 補則

第 53 条 この定款施行について細則は理事会の 3 分の 2 の議決を経て別に定める